

「第2回リニア発生土置き場計画審議会」議事録

1. 開催日時

令和5年12月3日(日) 14:30~16:50

2. 開催場所

御嵩町役場 北庁舎3階大会議室

3. 出席者

審議会委員：三井栄会長、富田啓介副会長、梅内望委員、岡本秀範委員、小栗幸弘委員、
 籠橋まゆみ委員、瀬瀬久美委員、佐賀淳委員、鈴木秀和委員、田中清仁委員、
 能登香都代委員、吉田泰規委員

J R 東 海：岐阜西工事事務所 荒井潤担当課長、赤上広生副長

御 嵩 町：渡辺幸伸町長、田中克典企画調整担当参事、山田敏寛企画課長、澤田勇介リ
 ニア対策係長

4. 審議内容

発言者	発言内容
澤田係長	皆様こんにちは。定刻となりますので、ただいまから第2回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を開催いたします。開催にあたりまして、三井会長よりご挨拶をお願いいたします。
三井会長	皆様こんにちは。本日は大変寒く、また日曜日にもかかわらず、ご参加いただきありがとうございます。本日はJR東海ご担当者様からのご説明や町より、この審議会にあたっての前提条件といったご説明がありますので、その説明を聞いた上で、本格的な審議に入りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。
澤田係長	ありがとうございました。初めにお手元に配付した資料を確認させていただきます。①次第、②町の説明資料としまして、第1回リニア発生土置き場計画審議会議事の振り返り、令和4年7月以降の発生土置き場計画に関する動向について、③諮問書、④リニア中央新幹線事業と御嵩町置き場計画の背景、置場計画の位置図、⑤JR東海の説明資料としまして2種類、発生土置き場候補地の盛土形状について、ウランの特徴とウラン鉱床のでき方について、以上を配布しております。 それでは議事に入らせていただきます。
鈴木委員	議事に入る前に少しよろしいですか。先日、本日の審議会の進め方について、事務局よりメールを頂いた。これによりますと、第1回振り返りということで、JR東海から説明を受ける、それから審議にあたっての前提条件について、町長・事務局から説明を受けるということになってまして。今日の次第にはそこまで書いてないんですけど、内容はこういうことだということでもよろしいですか。確認なんですけど、前回の審議会の時には、特にJR東海を呼ぶとか、町長にまた来てもらうという話は全然なかったので、それは事務局から会長の方に、次回こういう報告をしたいんで、いいですか、ということで会長の方で許可された、という流れと理解していいですか。
三井会長	はい。もう一つは、前回皆様からもJR東海にご説明いただきたいというお話だとか、現在町が置かれている状況等に関してのご質問等がございましたので、それも踏まえてのことです。本日、JR東海の都合で間に合わないかもしれないので、前回にはお話できなかったんですけど、町が調整していただきまして、第2回に間に合いました。まずは本日JR東海からのご説明、そして、現在町の状況がどうなっているかということに関して

	のご質問がございましたので、町長から直接ご説明という流れになっております。
鈴木委員	はい、わかりました。そうするとそれを受けてから、前回の段階では、何を審議するのかっていうのを次からやりましょう、ということで確認したと思うんですけど、それからやるということになるわけですね。
三井会長	はい。そうです。
鈴木委員	報告事項が長いので、審議時間をだいたひそれにとられるのかなという気もしまして、確認です。わかりました。ありがとうございます。
澤田係長	では、もう少し事務局で続けさせていただきます。本日の出席委員は12名と規定により過半数以上でありますので、本会議は成立しております。杉本委員、大畑委員につきましては欠席でございます。報道機関の皆様にお知らせいたします。間もなく議事に入りますので、以降の撮影・録音はご遠慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。会議の議長には規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、三井会長、よろしくお願ひいたします。
三井会長	それではただいまから議事に入らせていただきます。本日の議事としまして、第1回審議会の振り返りについて、事務局からご説明お願ひいたします。
澤田係長	では、事務局から説明をさせていただきます。資料につきましては、「第1回リニア発生土置き場計画審議会議事の振り返り」、「令和4年7月以降の発生土置き場計画に関する動向について」をご覧ください。審議会の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただきまして、修正を反映したものを、町ホームページで公開しております。当該資料、議事の振り返りにつきましては、第1回審議会で委員の皆様からいただいた意見を集約、抜粋したものになります。適宜振り返り等にご活用いただければというものでございます。なお、第1回審議会内でいただいたJR東海に対する申し入れ、それから説明の要請、こちらにつきましては行いましたことをご報告いたします。 また、もう一つの資料「令和4年7月以降の発生土置き場計画に関する動向について」につきましては、第1回審議会でご指示をいただきましてまとめさせていただきました。令和4年7月以降の置き場計画をめぐる町の動きをまとめましたので、ご確認いただければと考えております。この資料につきましては、ご不明な点等ございましたら、個別に事務局までお尋ねください。以上でございます。
三井会長	よろしいでしょうか。それでは審議会の申し入れやご説明の要請を受け、本日はJR東海がご説明をご用意くださっております。ご説明の方よろしくお願ひいたします。
JR東海 荒井課長	JR東海中央新幹線岐阜西工事事務所の荒井と申します。本日はよろしくお願ひします。第1回の審議会の開催の後、御嵩町から次の3点について当社に説明を求められましたので今回参りました。一つ目が工事施工ヤード整備に伴う発生土の候補地A搬入に関する経緯の説明。二つ目が、候補地Aの用地取得状況の説明。三つ目が、御嵩町次月地区で行われたボーリング、ウラン分析をしたところの場所の詳細、ということです。資料を2部用意しております。A4、2枚の本資料と、それを補足するための資料を用意しています。 それでは一つ目、工事施工ヤードの整備に伴う発生土を置き場候補地Aに搬入する計画について説明いたします。本資料の1枚目をご覧ください。まず発生土置き場候補地Aの盛土形状についてお話をさせていただきます。発生土置き場候補地Aの盛土形状につきましては、令和4年11月、第4回フォーラムでご説明した通り、盛土の各断面、安定計算を実施して

	<p>おります。その後、令和5年11月に町に最終的な盛土形状や安定計算の結果を示しております。下の二つのスライドは、令和5年11月にお示した資料の抜粋となります。トンネルの掘削土ですが、地質により締固め土量が変わりますので、安定計算を行うにあたっては、ある程度余裕を持たせた土量で盛土形状を決めております。盛土形状につきましては、この設計成果を上限としますので、工事に伴って盛土の高さを設計値より高くすることはありません。一方で、工事施工ヤードの整備に伴う発生土ですが、スライド2の図が、工事施工ヤードにおいて当社が用地取得をした範囲を赤枠で示しております。その範囲内におきまして、工事施工ヤードの切土、盛土の計画などを行いました。切土の部分が黄色で示した箇所、盛土が赤色で示した部分となります。現地の地形を精査して設計をしたところ、2~3万m³程度の土量が発生する見込みで、この量は前述の余裕の範囲内と考えております。この発生土につきましては、発生土置き場に持って行く計画ですが、環境保全の手続き等すべて完了した後に、トンネル発生土とともに発生土置き場に搬入していきます。それまでの間は、工事施工ヤード内で保管して参ります。よって、先行して置き場の方に造成を進めるといったことはございません。</p> <p>次は、発生土置き場候補地Aにおける用地の取得状況についてご説明いたします。発生土置き場候補地Aの用地につきましては、第3回フォーラムにおいて、御嵩町から提示のあった「要対策土について、町事務方とJR東海の打ち合わせの経緯」というものに載っている通り、令和4年1月16日に地権者対象の説明会において、当社は用地を取得して対応するという事を説明してきました。この1月16日の説明会においては、御嵩町とJR東海から以下の事を説明しております。この以下の事を説明するにあたって、別途資料を委員に配布させていただきます。今、お配り申し上げてるのは、この1月16日に行われました、地権者の方への説明会の資料となります。限られた方にお配りしているものですので、公表資料ではございません。今回は委員の方本人限りとさせていただきます。</p> <p>※ 委員へ配布した非公開資料により説明</p> <p>では、本資料に戻っていただけますでしょうか。3ページ目の資料の下部になります。説明会以降ですが、先ほど申しましたように用地補償に関わる業務を進めて参りました。地権者の方々と個別に交渉、ご承諾をいただけた方から順次契約を進めております。関係する地権者の方、全員で25名いらっしゃいますが、その25名と契約を締結させていただいております。発生土置き場候補地Aの当社が取得した範囲につきましては、下のページにありますように黄色で薄くなったところが民地分として当社が取得したところになります。緑の線で書かれたところは改変範囲となりますので、一部まだ町有地があるというところと、赤い線で記した法定外公共物、いわゆる赤道が残っております。</p>
JR 東海 赤上副長	<p>続きまして、御嵩町におけるボーリング調査の分析位置について説明させていただきます。本資料の5ページ目をご覧ください。まず、第4回フォーラムにおきましてご説明いたしました通り、ウラン分析を行いましたボーリングの調査地点は4ヶ所、①から④になります。図面の見方をご説明させていただきますと、中央付近にAとBとありまして、黒点線がございますけれども、そちらが中央新幹線のルートになっております。このうち、御嵩町次月地区におけるボーリング調査地点は④を示しております。④がどこか、というご質問が第1回審議会で行ったので、そちらについてご回答いたします。6ページ目になりますけれども、拡大図を載せております。拡大図のうち、赤丸で示したところが④の調査位置になっておりまして、国道21号線から鬼岩城に至る道路で行ったということでご</p>

	<p>ざいます。以上が詳細の位置でございます。7ページ目に、その調査結果がどうだったのかということを変更して記載しております。令和5年11月に御嵩町にお示ししました、調査地点のウラン濃度分析値につきましては、下表の通りお示ししております。GLから-57.5mについては、5.7 $\mu\text{g}/\text{g}$、-60mにつきましては、花崗岩で2.0 $\mu\text{g}/\text{g}$ という数値でございました。測定地点について、少し補足をさせていただければと思います。トンネルの深度が37m~46mということで、測定深度と若干ずれている理由についてご説明させていただきたいと思います。※のところでございますけれども、測定の調査地点の北方に存在します美佐野鉱床の鉱化帯と同程度の深度で実施しています。美佐野鉱床の鉱化帯につきましては、第3回フォーラムにて、「ウランの特徴とウラン鉱床の成り方について」ということで、笹尾先生からお話がありました。その資料の9ページに記載がございますので、そちらを説明させていただきます。お手元に笹尾先生の資料をご用意させていただきました。9ページ目をご覧ください。下の平面図ですが、このうち青線のところの断面図を、上の断面図に示しております。真ん中の辺りに、次月断層というものがあるかと思うのですが、黒く記されているところが鉱化帯、いわゆる鉱床になります。そのうち次月断層のところ、鉱化帯の位置が、周囲に比べて若干高くなっているのが分かるかと思います。この高さでもって、先ほどの④についてはウラン濃度が高い可能性があるということで、この高さでもって調査をしたということをご記載しております。平面的な位置で言いますと、笹尾先生の資料6ページ目になるのですが、上の方に平面図が書いてございまして、真ん中に「断層」ということで二本、右斜め下の方向に走って、書いてございます。それがリニアとどのような位置関係かと申しますと、本資料の5ページ目をご覧ください。「美佐野鉱床」、と④の北側に書いてございますけれども、赤枠が鉱床の範囲を示しているのですが、その赤枠の範囲外に、黄緑色で旧動燃のボーリング位置があるのですが、その位置が次月断層の位置と推定されて、その延長線上に④があると、そういう位置関係でございます。その時の結果がどうだったかというのが、本資料7ページ目の値になっております。この発生土につきましては、隣の瑞浪市南垣外工区におきましては、3キロ区間、ウラン鉱床の地質に類似している区間がございます、そちらで管理示方書を定めておるのでございますけれども、その管理示方書で定めた、発生土のウラン濃度の管理基準値というのが、77 $\mu\text{g}/\text{g}$ で管理しているということで、第4回フォーラムにてお示しをしたというところでございます。以上が、第1回審議会にていただきましたご質問のご説明となります。以上でございます。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。ただいまJR東海よりご説明がございました。本日は、ただいまご説明いただきましたことに限って、追加でご質問確認させていただきたいと思っております。実はすでに鈴木委員の方からは、JR東海に対して、いくつか細かいことも含めてご質問が出ております。そして、審議会の委員の皆様それぞれが個別にまだお聞きになりたいことたくさんあるとは思いますが、それを今この場で数多く出されてしまっても、時間にも限りがございますので、事務局で一旦それをすべてまとめていただき、それはもちろん、皆様にご確認いただいた上で、JR東海に改めてご質問と回答を求めたいと思っております。よろしいでしょうか。それではただいまのご説明に関しまして、ご確認という意味で、審議会の委員として、この本審議会に必要だと思われる要件に関するご質問をお願いできればと思います。いかがでしょうか。鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>発生土置き場候補地Aにおける用地取得状況について、というところに</p>

	<p>ついてですが、質問というよりは、むしろ審議会委員の皆さんにお知らせをしたいという内容なんです。用地取得しました、ということで黄色く塗ってあります。これはつまり、候補地Aは町有地を除いたら全部買いました、という事実なんです。つまり、何を言いたいかというと、まだ交渉してる段階、候補地Aに発生土を置いていいとか悪いとか、全く決まってる状況なんですけど、とりあえず土地は全部買えました。こういう話なんです。この土地を買った時期というのが、初めに所有権移転したのが令和5年2月24日です。第6回フォーラムの前です。ですから、フォーラムをやっている途中で、もうすでに土地の買収をされてたということで。土地を買うことは、我々特に何も止めるわけにもいきませんが、そういう協議をしてる中で、すでを買っていくと。協議に関する姿勢というのか、どうしてもプレッシャーになってしまいますよね。そう感じております。それから、一番最近、一つ謄本が閉鎖中ですので、おそらくこの11月をもって全部購入されたということだと思います。先ほど、皆さんと個別に交渉して買っていきます、ということで購入していきましてという、JR東海から説明がありましたけど、実際、買収されたのは、まさにフォーラムの最後の方、令和5年2月からという事実であったということをお知らせして、どうしてその辺から買ったんですか、と質問しても、あまり意味は無いので質問はしませんが、事実としてはそういう事実です、ということで委員の皆様にご説明しておきたいと思っております。以上です。</p>
三井会長	<p>はい、ありがとうございます。その他、何かございますか。小栗委員お願いいたします。</p>
小栗委員	<p>JR東海から、もう一度教えていただきたいんですが、資料の6ページ目、④の調査位置は鬼岩城のあたりだとお聞きしましたが、問題になるのは、リニアのルート上ですよ。トンネルを掘ったらウラン鉱床というか、ウラン濃度の高い土が出てくるかどうかというところを問題にしている。そういうところのボーリングはされないのでしょうか。これちょっと外れてますよね。リニアのルートから。</p>
JR東海 荒井課長	<p>平面上、外れてるということですが、かなり近いところではできてると思っております。ピンポイントで本当にルートのオンラインのところであれば一番いいのかもしれないですが、土地を借りたりしてボーリングしますので、近傍で借りれる、調査ができることを優先して、ボーリングは進めていますので、距離が遠い近いという、お考えはいろいろあるでしょうけど、我々としては近傍でボーリングができていると考えております。</p>
小栗委員	<p>④のボーリングをされた日付とルートが決まった日付というのは整合性がとれるんですか。</p>
JR東海 赤上副長	<p>細かい日にちについては、今お答えできないが、ルートが決まらないとボーリングの位置は決まりませんので、先にルートが決まって、それを踏まえて、ボーリングの位置を決めたということになります。</p>
小栗委員	<p>後から調べていただいても構わないんですが、この赤い丸以外に本線ルート上はボーリングをする許可が取れなかったということですか。そういったことをまた調べて、御嵩町に報告していただいけませんか。</p>
JR東海 荒井課長	<p>個別にお答えするようにいたします。</p>
三井会長	<p>その他、何かご確認いただきたいことございますか。よろしいでしょうか。それでは本日はご説明いただきありがとうございます。また改めて審議会の方からご質問等させていただくかと存じますが、引き続きよろしくお願いたします。先ほどご説明させていただきましたが、JR東海に追加でご説明、ご質問、確認等ございましたら、12月6日（水）までに事務局</p>

	<p>にご提出ください。取りまとめをいただきまして、回答いただけるかはともかくとして、次の審議会で皆様からいただいた質問を取りまとめていただくと思いますのでお願いいたします。ありがとうございました。</p>
	<p>(JR 東海、退席)</p>
三井会長	<p>それでは次の議題「審議にあたっての前提条件、JR 東海の申し出の背景等について」に移ります。町からご説明お願いいたします。</p>
町長	<p>審議会委員の皆様、本日はご出席ありがとうございます。第 1 回審議会において本日お手元にあります諮問書にて、諮問をさせていただきました。本日は審議にあたっての前提条件、つまり諮問の内容や審議の進め方についての議事があるということでしたので、諮問者である私からいくつかご説明の時間をお願いさせていただいたところでございます。</p> <p>まず、お手元にあります A4 横の資料、「リニア中央新幹線事業と御嵩町置き場計画の背景」、「置き場計画位置図」をご覧くださいませでしょうか。初めに、リニア中央新幹線事業における御嵩町のスタンスについてご説明をいたします。リニア中央新幹線建設は東京から名古屋、大阪を結ぶ巨大な経済都市圏が誕生する国家的プロジェクトでございまして、御嵩町もリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の一員として、昭和 53 年の同盟会発足当初から、国や県、沿線市町と過去一貫して早期の実現、事業推進を働きかけ続けて参りました。リニア中央新幹線建設事業につきましては、全国新幹線鉄道整備法に基づき、国が昭和 48 年に基本計画を決定したところから本格的に始まります。平成 23 年に国土交通省から JR 東海が営業主体、建設主体として示され、同年の整備計画の決定に基づいた国の建設指示を受けて進めているものでございます。このリニア中央新幹線事業を推進する立場は歴代の町政議会と変わることなく、私も必要というふうに考えております。それでは、本町がこれまでリニア建設発生土や置き場計画と、どのように関わってきたのか、要点の順に説明をさせていただきます。まず 1 点目、平成 19 年をご覧ください。本町美佐野地区に計画されていたゴルフ場開発の頓挫がありました。今の計画地である候補地 A、候補地 B はともにこのゴルフ場開発の跡地内に当たります。候補地 B は現在町有地となっておりますが、開発事業者に税の滞納があったこともあり、開発事業者が所有していた土地を、柳川元町長の時代に研究開発拠点など、有効活用を目的に当時取得したものでございます。候補地 A につきましては、ゴルフ場開発が頓挫したため、主に民有地が残ったエリアでございます。地権者の皆さんで地権者組合を設立し、町に活用に向けた跡地活用の要望を出されていまして、次の二つの段が、候補地としての情報提供経緯でございます。平成 23 年に国の建設指示を受けた JR 東海から、平成 24 年に岐阜県を通じて沿線市町に発生土活用候補地の照会がございました。平成 25 年、候補地 B を御嵩町から情報提供しております。当時は事業の実現性も問わず、とにかく候補となりそうなところを挙げて欲しいということでしたので有効活用を目的に取得した土地が活用できるならということで情報提供したものでございます。なお、要対策土についての説明はなく、要対策土搬入の認識は当時ではございませんでした。続いて、平成 27 年 10 月、地権者組合と面談したところ、組合としても、リニア建設発生土を活用しての平場造成に賛同する旨の確認ができましたので、候補地 A についても御嵩町から活用候補地として情報提供したところでございます。平成 28 年に入りますと、美佐野ハナノキ湿地群が、固有地の記述がない形で重要湿地に追加指定された公表があったものの、正確な範囲や位置を確認していなかったこともあり、町は地元の要望をかなえるべく平場造成案を作り、それを受け JR 東海が実現可能な平場造成案を提案・回答したことで、発生土の解決と平場造成による町の活性化をと</p>

	<p>に目指して進めていくこととなりました。平成 29 年以降、発生土を活用しての平場造成、活用については JR 東海と地権者組合で協議されましたが、この協議に町も関与して参りました。しかし、地権者組合の中で発生土による平場造成に反対される方もあったため、JR 東海は計画を縮小し、結果、候補地 A に搬入できなくなった発生土を要対策土とともに候補地 B に搬入したい旨、JR 東海から町に申し入れがありました。令和元年以降、町は候補地 A の平場活用の推進として、造成後の平場に進出企業が決まるまでの間、地権者全員が賛成するのであれば、固定資産税の減免が可能である旨の働きかけも行いましたが、全員の賛同が得られず、減免は不可となっており、JR 東海は候補地 A の地権者個々から取得する方針に切り替える旨説明し、取得しています。こうして振り返りますと、この計画はゴルフ場開発跡地の取得経緯、地元の活用要望に応えたいとの思いで、御嵩町から JR 東海に情報提供し、平場造成を要望した中でお互いに応えるべく協議をしてきたことがわかつています。次に、候補地 A の民有地の状況についてご説明します。先ほどもお話ございましたので改めてになりますが、JR 東海からの報告があった通り、候補地 A の民有地は地権者組合、地権者の皆さん、様々な経緯や協議の結果、最終的には計画に了承して JR 東海にお譲りしており、JR 東海の自社用地になってございます。従って、候補地 A についての JR 東海所有部分については、所有権利者としての JR 東海が決定権を有しており、法的拘束力を持たない協議しかできないというのが私の理解でございます。まとめといたしまして、審議の今後についてお願いさせていただきます。審議会には、要対策土の受け入れを前提とした前町長の協議方針をゼロベースに戻し、JR 東海と、町及び町民が解決に向かって真摯にともに協議を進めていけるよう、JR 東海との協議に臨む方針について、ご意見を求めさせていただきました。今後、意見集約に向けた熟慮、討議を重ねていただくこととなりますけれども、協議とは、ある意味交渉ごとでもございます。JR 東海が先ほど説明した経緯で計画を進めてきたことや、候補地 A は自社用地であることから、計画の全否定だけでは、なかなか地元の不安に対応した交渉は、極めて困難であるというふうに予想をいたします。これらを勘案した上で、計画を検討、評価していただくには、計画の全否定だけではなく、代替案や、この点について変更や改善を求める、といった具体的な提案が合理的説得力をもった形で必要になるものと考えてございます。委員の皆様には、多様な選択肢のある中で、未確認、または検討されてない論点についても審議いただき、御嵩町の町民、地元の皆様が願う早期のよりよい解決に向けた意見を出し合ってください、合意が形成されることを期待しております。以上でございます。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。審議会の設置者である町から審議内容、置き場の背景等にご説明をいただきました。今のご説明に関してご質問、ご意見等ございますか。鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>いろいろ言って申し訳ございません。大分、話が飛躍しましたね、はっきり言って。この諮問書を見ていただくと、あくまでもリニア建設工事に伴う発生土置き場計画の解決に向け望む方針について審議会に諮問するわけですね。我々がどんなふうに JR 東海に提案するかという話を、答申としてまとめよ、というところだったんですが、何かもうすでに候補地 A は買ってしまっているのだから今更とか、全否定は駄目ですとか、随分後ろを区切られた話になってしまったと思うんですけど、どうなんでしょう。諮問と話が飛躍したような気がして仕方ないんですけど、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>今の諮問理由のところでございますけれども、一番下に今おっしゃった</p>

	<p>通りのことが書かれておりますけれども、その上段のところにも、「JR 東海と町及び町民が解決に向かって真摯にともに協議を進めていくには、盛土の安全性、自然環境、生活環境への影響など、地元を含む町民からの計画に対する意見を多方面から集約、それぞれの理解や合意を得た検討、評価が必要と考えております」というこの部分で今の発言、一致しておりますので特に変わったということではございませんということだけお伝えします。</p>
鈴木委員	<p>ですから、審議会としてはあくまでゼロベースで審議をするということであって、答申について、特にご要望をお聞きしましたけど、制約を受けるものではない、ということよろしいんですかね。</p>
町長	<p>制約という部分ではもともと無いのですけれども、協議事項でもございますので、その部分は私、個人の意見としても、全否定というのは協議上、非常に困難であるというふうに思っておるということでございます。</p>
三井会長	<p>能登委員、お願いします。</p>
能登委員	<p>今の町長のお言葉を聞いて、この審議会が何なのか、本当に意味がわからなくなってきました。申し訳ないですけど、今の町長のお言葉をずっと読んでみますと、具体的ではなくて抽象的、どう理解していいか本当に迷いました。以上です。</p>
三井会長	<p>佐賀委員、お願いいたします。</p>
佐賀委員	<p>JR 東海は、地元が発生土を受入れる法的義務はない、道義的責任もないと。町長の言葉だと、責任はある、代替案があると、そういうふうに取り扱われましたけど、法的義務もないのにその必要ありますか。もう一つ、地元がすでに反対の決議をしています。にもかかわらず、代替案をこの審議会で提案して欲しいというのは、代替案を提案しろというなら、最大リスクに対して御嵩町から一切の説明を受けてません。リスクの説明も無いのに、代替案を示せというのは、とても都合のいい話、具体的にフォーラムの時には、専門家らしき人、有識者らしき人から説明を受けたんですけど地元の有識者、大学の名誉教授の方に聞くと、あの人たちはほぼ JR 東海の営業マンだ、アカデミズムの話じゃない、学術的な説明は一切してないとおっしゃられたんです。まずは御嵩町が最大のリスクはどういうものがある、こういうリスクが将来ありますというその説明をきっちりして、町としてやるべきことをしっかりやっていただいて説明していただかないと。より突っ込んだ代替案まで示せというのは、いかがなものかなと思います。以上です。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。籠橋委員、お願いいたします。</p>
籠橋委員	<p>私は、この審議会の委員をお引き受けした時に、渡辺町長からの推薦ということ、ゼロベースで意見を言ってくださいという説明を受けてお引き受けしたんですが、第1回審議会の資料が今、御嵩町のホームページに公開されています。この審議会とはどういうものか、それから目的は何か、目指す姿とは何か。これ、前回あまりしっかり読み込まなくて、先日になってじっくり読んだら、お引き受けしたとき、こういう説明は一切受けていない。ホームページに公開されているということは、私たち委員は、こういう説明を受けて、引き受けてるんだと全国の方が思われると思うんですけど、こういう説明はありませんでした。皆さんは説明を受けて、委員をお引き受けになってるんでしょうか。私はこの目指す姿というのが、町と JR 東海の双方が合意できる内容を目指した、よりよい計画をまとめると、こういう説明は一切受けていません。また、アセスの現状についても、ほとんどアセスは最終段階で、この審議会が終わった後、町長が協議方針を決定なさって、それから岐阜県と協議、その後 JR 東海と合意する、この段階でこの審議会が行われているということも、実はよく知らず</p>

	<p>に引き受けているのです。本当は審議会の委員を募集する時点、或いは私たちに打診する時点でこういったものを示していただかないと。私、今日は実はボイコットしようかと思って来ました。話が違う。それを町長にお伝えしたくて。もっと忌憚のない意見を言ってくださればいいですというふうにお聞きして引き受けたんです。それをお伝えしておきたいと思います。皆さんはどうですか。こういう説明を受けていらっしゃるのでしょうか。知らないのは私ばかりなんですかね。</p>
三井会長	<p>能登委員お願いいたします。</p>
能登委員	<p>今お配りした資料の最初、これはフォーラムが終わって、3月22日の朝日新聞の記事です。ここに残土受け入れ候補地の町有地に関する手続きの流れというのが書いてあります。これをじっくり読んだときにびっくりしたんですね。やっぱり残土受け入れが前提だったんだというのが、一番下まで読むと分かる。今の渡辺町長は、ここをゼロにして、そして、しっかりまたゼロベースから審議をしていくということをおっしゃってくださってるんだな、と思っていました。資料、次のページめくっていただくと一番下のところに、フォーラムのことが書いてありました。今回も、本来もっと自らの言葉で語るべきだった。これは前の町長のことですね。だが、前町長は、専門知識がないと、専門家やJR東海に説明役を任せた。受け入れ前提の協議という姿勢が町を縛り、住民の不信を買ったのではないか、という記事。ここに書いてある、「町を縛り」というところが、いまだに変わっていないということが今日、確認できてしまってとても胸が震えているんです。ここに座っていていいのかなという感じで。私の感想です。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。</p>
瀬戸委員	<p>今の町長の説明を聞いておまして、もう少しまちづくりとか、防災とか、そういう視点で御嵩町の将来からみて望ましい方法、方向はどうかというようなことを強く言っていただけるといいと思いましたが、聞いておりますと、リニア期成同盟会のこととか、そういうことを聞きますと、前渡邊町長とどう違うのか、ということをおっしゃいますので、現町長はそういうことではないというふうにも思っておりますので、その辺の言い方が御嵩町のためにゼロベースから良い方向という、そういう思いとちょっとかけ離れたところがありますので少し残念というか、そういう気持ちは持っておるところです。以上です。</p>
富田副会長	<p>今、町長がおっしゃいましたことの中で私の思ったことを述べさせていただきますと、全否定ではなくというのは私も同感でありまして、同感である意味というのは、感情的に良いか駄目かということをお判断するのではなくて、合理的な理由を添えてしっかりとJR東海と議論ができる体制を整えてという意味において、ということによって受け取って同感というふうにおっしゃったんですが、ただ、JR東海が土地の買収などもして、進める体制になっているので、というような前提もおっしゃったかと思うんですけども、先ほど鈴木委員からお話があったように、審議会がこれから行われるという時点において、JR東海が、ある意味先走って進めたということもありますので、やはり私としては、あくまで、もちろん話し合いの前提となるような合理的な意見を出すということは当然のことながら、本当に忌憚のない意見を出し合う場としてこの場を設定していただいたというふうにご理解をされているところですので、私の本心から言えばそうした場にできればなと思っております。</p>
岡本委員	<p>今、町長から全否定ではなく代替案、それから具体策を、というお話があったんですが、これ順序が逆転してると思うんです。先程もご意見ありましたように、諮問書はすでに出ています。諮問書の後に本日説明、という</p>

	<p>ことで、私も今日はおかしなことだなと思って来たのですけれども、やはり審議会は審議会として、もう一度、第1回目のスタートに戻ってやるべきだと思います。そのあとの代替案とか具体策というのは、町長の方で考えていただくものだと思います。仮に審議会で代替案、候補地Cというところを決めて、そこで進めてほしいと言ってもできる話ではないですよ。これはやっぱり技術的な問題もありますし、実際問題としてできないはずなんです。ですから、審議会としては予定通り進めましょう。そのあとのことは、様々な実務的なところを町長の方でやっていただくと、交渉もやっていただくということでいいと思うんですが。審議会としては、これまでに様々な懸念が出ているわけですから、その懸念について、JR 東海と交渉していただければいいと思います。住民としては当然そうですよね。ですから、審議会としては予定通りの審議をさせていただくということで、どうでしょうか。</p>
三井会長	<p>その他ご意見よろしいでしょうか。田中委員お願いいたします。</p>
田中委員	<p>僕の考えですけども、町長がゼロベースで、ということを行ったということは、僕の考えでは、あくまでも前町長が残土受け入れ前提で、ということがゼロになったという意識でいるのですけども、物事の道理からして全部残土受け入れないという選択肢だけで本当に済むのかなど。現状の土地をすべて JR 東海が買っているという状況、そのやり方が汚いと言われるのかもしれないのですけど。そもそも、経緯をすごく調べたのですけど、2014年8月に JR 東海が岐阜県に発生土置き場の情報提供を求め、それを受け県から御嵩町に対し照会した結果、御嵩町が示した候補地。ゴルフ場計画の地権者が御嵩町に対し発生土置き場候補として立候補した。そして御嵩町が発生土置き場を跡地利用したいため平場を要請、御嵩町が平場の図面提示をする、そういう順番で進んできている。JR 東海が悪い、というわけではないのではないかと、というのが僕の中であって、あくまでも御嵩町から要請する形でしたことに対して動き出したという側面が見えるんですよね。そういう中で、事が進んでいったのではないのかなと思います。企業としては、必ず事業を推進していかなければいけないので、今の経緯になったのかなというふうに思っています。僕も決して賛成派というわけではないので、中立な立場で物事を言っているつもりでいるのですけど、現状で何ができるのか、全面的に賛成するのか反対するのか、一部受け入れるのか、ということの方が大事なのかなど。全面的に反対するなら先ほどC案という意見を言われたんですけど、それは町が考えることだと言われるのかもしれないのですけど、全て受け入れないということで、また考えることも増えると思いますし、実際、今できることを協議するのが、この場じゃないのかなということをおもひまして、あくまで私も中立であって賛成ではないので、できることを考えていかなければいけない場がこの審議会ではないのかなと思っています。以上です。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>私も岡本委員の意見に賛成で、審議会は審議会として、今 JR 東海から提案されている内容は皆さんご存知なので、それに対して議論をすると。決して最後、反対するとか、そこは誰も決めてるわけではない。議論すればいい話なんで。結果としてどうなるかは、それはまさに議論の結果であるので。まずは町長のお話は分かったということで、我々は審議会として、今の JR 東海の計画について議論すると、こういうスタートにしてはいかがでしょうかと思います。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。まず皆様、町長からのご説明で、当初のお話とは異なるというようなご意見ございましたが、私の方から客観的にみますと、町長は今日の状況をご説明いただくために、前回、きちんとご説明</p>

	<p>できない部分、前回から今日までの間に少し JR 東海との協議の場があったというようなことも含めて、今日改めて今置かれている町のご説明をいただいた、とご理解いただければと思います。皆様に委員のご依頼があった時と話が違うということについては、多分皆様のとらえ方が少し極端になられているとは思いますが、そこはニュートラルにとっていただければと思います。まず一旦、この時点で町長から何か追加がございますか。</p>
町長	<p>先程、額部委員もおっしゃったように、私も当然、御嵩町の未来という部分が一番大事ですので、御嵩町としてどうあるべきか、今後のことも含めて、環境面も含めて、どうあるべきかというのはやはり大前提で考えていきたいと思っております。その中で、様々なご意見の中でご審議いただく、これは当然この主旨でございますので、それに何ら変わるものでもございません。先ほど三井会長がおっしゃられたように、先日、JR 東海と期成同盟会の関係でお会いする機会もございまして、そういった中で JR 東海からもそれに類するような話が若干あったものですから、少し危惧した上で、今まともにそういう状況になった時に、現実論としてどうだろうという話をさせていただきただけでございます。やる趣旨であるとか、ご審議いただいて、今、この町としてどうしていくべきか、これはアセスに至る前の段階として、しっかりご審議いただかなければならないということだと思っております。その点だけ、ご了解いただければというふうに思っております。</p>
鈴木委員	<p>ひとつだけお願いします。何回も言いますが、リニアのトンネル工事を止めようとか、そんなことはみんな一言も言ってないので。あくまでもそこから出た残土の処理の話だということでもう一度、頭を整理してやっていければと思う。こういう審議をやって反対してるから、リニアトンネルを止めているという理解をされるのは心外なところもありまして。あくまで、トンネルを掘ることをいけないと言っているわけではありません。工事ヤードは淡々と進んでます。そこで出た残土の話ですので、そこはちゃんと整理して話をしたほうがいいのかなと思います。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。今の追加のご説明いただきましたが、そのあたりは皆様きちんと把握されていらっしゃるかと思いますので。</p>
小栗委員	<p>町長は代替案も検討してくれと言われましたが、私どもは、木屋洞川と押山川に挟まれた地域が重要湿地に指定されているから、実際に希少種が 58 種類もあそこで見つかっているのだから、あそこに置かないでくださいと言っている。JR 東海はもう民有地をかなり買ってしまっておられるので、それはもう JR 東海が自主的に進められたことだから、それは仕方ない。だけど、あそこに置かないで欲しいということで、御嵩町はここまで引っ張ってきたのだから、町全域を探して、もっと適切な場所がないかという提案ができないものかと。なければ隣接市町村に照会して探すこともできると思うのです。ただ、今まですでにボーリングをし、いろいろ調べてきておられるので、それも無駄になるかもしれない。だけど、産廃の時の事業者は、県に小和沢の山を提供したというようなこともあるのだから、そこは JR 東海に御嵩町に協力してくれ、というような提案もできると思うのです。十分なことを調べてないからあまり安易なことは言えないですが。それだったら、私は妥協点を見出せるのではないかという気がします。重要湿地ではなく、希少種がないところで、しかも、人が住んでいないようなところ、人に危害や不安を与えないような、そういう場所が御嵩町にもまだあるのではないですか。そういったことも、この審議会の中で話し合っ、それで答申へ持っていったらと思うんですが。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。今のご意見は小栗委員の個人的なご意見として、まだこの審議会の中で皆さんと話し合うべきご意見の一つとして承ら</p>

	<p>せていただきます。ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。それでは町長、本日はご説明いただきましてありがとうございました。</p> <p>では、審議会の方に入らせていただいてもよろしいでしょうか。前回、置き場計画に対する委員の皆様からのいろいろな心配や懸念、様々なご意見をいただきまして、それに関してはまず、事務局からまとめていただいております。今後まず鈴木委員からも、ご意見いただいていたように審議をきちんと進めていくという中で、案に関しても前回、三つ、大まかに町がご用意くださったと思うのですけれども、その三つ以外に委員の皆様が審議として、取り上げたほうが良いということがあれば、議題として挙げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>一旦、10分程度休憩にさせていただきます、議題の整理から再開させていただきます。</p>
	(10分間の休憩)
三井会長	<p>皆さんお揃いになりましたので再開させていただきます。前回、リニア発生土置き場に関するフォーラムの協議状況ということで、皆さんのご意見をまとめた資料を11月19日の審議会の際に配布されていますが、もしお手元がない場合は少しホワイトボードの方、注目いただければと思うのですけれども、その時の大項目が、1. 要対策土の安全性、2. 発生土の安全性、3. 重要湿地・環境保全等に関して、4. その他、となっております。本日はまず進め方としまして、ここに対してのご意見も承りますが、この審議会として審議すべき項目を、本日は決めて参りたいと思います。</p> <p>審議をしていく項目の中の提案というのは、第3回以降に、つまり選択肢が最終的に三つあるので三つの中でどうしましょうかと進めていくことでいかがでしょうか。各項目の中の選択肢のお話は、次回以降に具体的にいらさせていただきますと思います。</p> <p>今、少し副会長ともご相談させていただいたんですけども、1. と2. に関しては、もう少し明確にした方が良いことは、1. は要対策土の安全性でいいと思うんですけども、2. は発生土というよりは盛土の安全性という形で書いていただいた方がいいのではと、ご提案がございました。併せて、盛土の安全性に関してのところ、ウランがこちらには入ってございましたので、ウランは要対策土ではないんですけども、ウランの安全性だけ盛土の安全性のところから出しておいた方がよろしいですかね。</p>
富田副会長	<p>要対策土ではないと思うんですけども、健康面での安全性というところと、防災面での安全性というふうに・・</p>
三井会長	<p>わかりました。盛土の安全性を防災面での安全性と健康面での安全性というところで、二つ項目を立てていただければと思います。</p>
富田副会長	<p>すみません。要対策土の安全性というところは、要対策土であるかどうかは別として、土の成分によって周辺の方々が被害を受けないかどうかというところに関しての議論。2. の方としては、土の盛土をしたところの、例えば防災面での安全性というところが、整理しやすいのかなと思われましたのでご提案です。</p>
三井会長	<p>2. の方は盛土の安全性としておいていただいて、その部分が防災面等ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それ以外に建てるべき項目等へのご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員	<p>例えば、最終的に盛土をした後、有効利用するとか、有効利用しないという話がもともとありました。あくまでも研究施設として、後々、開発したいということでやった話だと思うんですけど、今この要対策土にしる、</p>

	発生土にしろ、盛土した後はそのままなんです。ですから、その後のこと、要するに、それをやることによって、何か開発的なことができて、御嵩町にとってメリットがあるのか無いのか、というのがすごく物理的などころだけのとらえ方になってしまったような気がして。
三井会長	ありがとうございます。まさに今のご提案のように、もちろん盛土に関しての防災面がきちんと示されなければ次の話には進まないんですけども、盛土の防災面がきちんと示されたのであれば、盛土後の土地の開発、再利用、そういったものを含めて、それをお願いするというような形であれば、そこに賛成だということも提案一つとしては考えられると思うのです。あくまでも私が提案してるわけではないのですが、例えばというところで、そういったイメージで。鈴木委員いかがでしょうか。
鈴木委員	はい。そういうところもありますということだけを。 あと、その他になると思うのですが、さっきの期成同盟会だという話で、岐阜県内、揃っていろんなことやるということは、他市の動き、他市ではどのようにやっているのか、こう受け入れているという話も非常に重要じゃないかという気がする。御嵩町だけではなく、その辺は4. その他、の中でぜひ触れていただきたいなと思っています。
三井会長	例えば、3. に関しては、他市では重要湿地の場所で行なわれているという状況は、ほぼないと思われまので、盛土だとか要対策土の状況に関しては他市の状況も踏まえるというところでよろしかったですか。そのほか皆様から何かございますか。
富田副会長	今、鈴木委員からお話があったような、土地をどう活用していくのか、どう利用していくのか、受け入れをするにせよ、しないにせよ、今この JR 東海がすでに買ってしまったところであるとか、町有地であるとか、その場所を今後どうしていくのかということも、その他の中にも含めてもいいのかなど。この場で議論すべきかどうか、かなりボーダーライン上にあると思うのですが、そこも視野に入れながら議論することで1～3のところの議論がより深まるのかなと思いましたので、いかがでしょうか。
三井会長	ありがとうございます。先ほどのところと少し一緒になると思うんですけど、1～3を踏まえた上で、候補地 A、候補地 B、あとは真ん中にある重要湿地のところの活用方法、そこまでをこの中で議論すべきかどうかともかくとして、4. その他のところで、一応それを立てていただければと思います。その他皆様いかがでしょうか。
能登委員	私、今頭の中が混乱してまして、4. その他までの4つの事項ですけど、これを第7回までに審議していくということですか。
三井会長	はい。
能登委員	答えを出すのですか。
三井会長	基本的には、少なくとも選択肢の中の絞り込みをしていきたいと思いません。
能登委員	ウランはどうなりますか。
三井会長	ウランに関しては、健康面での安全性ということで、実際どこまでその健康面に被害を及ぼすかということは、この中で、さらに今までの情報だけで足りないのであればプラスアルファのところをご説明いただく、もしくは情報収集をしていただくということになると思います。
能登委員	はい、わかりました。
岡本委員	もう時間がそんなにあるわけじゃありません。ですから、答申案の骨格を作るつもりでこれやっていかなければいけないと思うんです。そうすると、そういう観点から考えると、繰り返しになって申し訳ないですけども、前回言いましたように、環境基本条例や希少野生生物保護条例があるわけですから、そういったものとの、兼ね合いをどうするのか。それか

	ら、町の将来像、ここまで提言をしなきゃ駄目だと思うんです。ですから、今はこれ健康面とか、防災面というようなことが出てきてるわけですが、そういう懸念点というのは、幾つもあるわけですが、僕からすると、そういうものはほとんど一覧表にできると思うんです。ですから、どういふふうに答申するかというのを前提に、答申の文章の構成を考えながら、議論していかなきゃいけないというふうに思います。
三井会長	はい。ありがとうございます。今の時点で答申の文章を考えるというところまではなかなか難しいと思われまので、次回、次々回等にはそれを踏まえたところで、答申案の原文につなげるようなものを皆様にご提示できればと思います。その他よろしいでしょうか。籠橋委員、大丈夫ですか。
籠橋委員	今の話し合いのことに對しては大丈夫です。少し前回の資料を読んでいたらおかしいなと思って。重要湿地、環境保全について JR 東海の意見として、候補地 A、B のハナノキ群生地エリアは当初から除外して検討してきた、というのをおかしいなと思って読んでいたところです。
三井会長	ありがとうございます。それ以外はよろしいでしょうか。
佐賀委員	多分時間はないかもしれないんですけど、行政プロセスの健全性、透明性というものが入れば、検討していただきたいなと思います。
三井会長	プロセスの健全性というのは、JR 東海とのやりとりにおいてですか。
佐賀委員	現在に至るまでが、地元住民からするとほとんど説明責任が果たされていない。それと、例えば重要湿地は 6 年間、御嵩町が秘匿してきました。情報公開もない、説明責任もない。先ほど言ったように、リスクの検証もない。時間はないかもしれないんですけど、もし時間があるようであれば、そこまで言及していただくとありがたいなと思います。
三井会長	本審議会の意図とは少し異なってしましますが、少なくとも町がこれまでどのように対応してきたかということに関しては資料にしてご説明いただくということではいかがでしょうか。
佐賀委員	わかりました。
三井会長	ありがとうございます。その他はよろしいですか。
富田副会長	私、個人の意見というよりもこの会の副会長ということで話をします。先ほど町長からお話のありました代替案といいますか、代替地については、今のところ何も出ていない状況ですけれども、どのようにいたしますでしょうか。
三井会長	代替地というと土地ということになりますよね。その可能性というのは現時点で、いかがでしょうか。
田中参事	少なくとも町有地ということで、谷底地形の町有地の情報などの資料は、お伝えはできるかと思います。
小栗委員	それは、県も含めて検討していただきたい。県有地は無いのか。岐阜県内にどこか持っている場所は無いのかも含めて検討していただけないか。
田中参事	県有林という形で、ということですか。一度調べてみますが、県有と、町有、また民有という形があるので、お示しできるのは、町有地なのかと思っております。
小栗委員	町有地で見つかればそれに越したことはないが、なければ、県の土地も検討できるのではないか。
田中参事	今、小栗委員がおっしゃられた県有地というのは、どこまでの範囲ですか。県も幅広いのですが。
小栗委員	それは分からない。受け入れてもらえるところがあればいい。要対策土の安全性で否定の結論が出たり、盛土で危険だということがわかったりすれば、どこかよそへ持っていくしかない。候補地 A は JR 東海が土地を買

	ったかもしれないけれども、場合によっては、それを御嵩町が再購入してもいいのではないかと。
田中参事	そういうのも一つの代替案なのかと思います。どういった代替案があるかというのを、一つの結論ではなく出し合っていたかというのでもいいのかと思うのですが。先ほどおっしゃった県有林ということだと、岐阜県内、広くありますので、なかなかご提示するのが難しいというふうに直感で感じておりました。
三井会長	代替案として、例えば町外に持ち出すというのはあると思いますが、その場所をどこかというところまで特定することもできません。答申案を出す時までには間に合わないと思います。アイデアとして出していただく分には構いません。お願いいたします。
鈴木委員	今、小栗委員がおっしゃったのは多分、最初に各市町村に残土置き場の候補地を県から募集したときに、実はものすごくたくさん出てるんです。確か62ヶ所。発生土より多い数の可能性ありますという場所を出してくれた。ところが、それがいつの間にかほとんど消えてる。どうして消えたのかをみんな知らない。それを調べてもらえばいいんじゃないですか。遠いから駄目なのか、場所的に駄目なのか、理由は分かりませんが、だんだん消えていって、今10ヶ所とか、そんな数字を見たことあるような気がするんですけど。町で整理できると思うので、62ヶ所はどうになりましたかというのをお願いしたいというふうに思います。
小栗委員	御嵩町含めて61ヶ所あるのです。これ以前、企画課でも話しましたがけれども、そこに2300万㎡を置くことができると。現在、岐阜県から出る土は960万㎡でしょ。2倍以上の残土置き場が当時、候補地としてあったのだから。そこをあたってみるのも早いかもしれない。今の内容は、平成27年10月27日に県が発表しています。県のホームページから引っ張ってきましたので。
田中参事	小栗委員からそれは聞いております。その可能性、先ほど鈴木委員のおっしゃられたこと、そここのところは整理します。そういったものも一つの提案、選択肢ではないかという形で。
三井会長	その他よろしいですか。田中委員、お願いいたします。
田中委員	いろいろな時期的な問題もあると思いますけれども、少し疑問に思ったところが、地権者の中に反対の方が2人いたというふうに出ていたんですけど、これあくまでも僕の個人的な考え、感想なんですけど、候補地Aの地権者が2人反対して、土地の面積が減ったため、候補地Bの案が出た。であれば、候補地Bを守るために、反対されていた地権者が賛成していただければ、ちょうどAとBの間に重要湿地とかハナノキなどがありますので、Bを全く埋め立てない、という方法はないのかなとか。そういう案もひっくるめて、もっといろんな議論がされるといいのかなと思ったりもします。
鈴木委員	重要湿地の範囲は、押山川から木屋洞川の間ですので、AもBも重要湿地に含まれています。富田先生、そういうことでいいんですね。
富田副会長	はい。重要湿地といいますのは、厳密にいうと範囲がないです。重要湿地と考えられるエリアということで、私が勉強会のとき示しまして、町の皆さんのいらっしゃる場所で共有したものということで、二つの川に挟まれたエリアとお示しはしています。これが法律上、法令上、定まったエリアというわけではありません。もちろん、いろんな考え方があっていいと思いますので、重要湿地の中でも重要度を重みづけして考えるということもあると思います。これは、私の意見ではないんですけど、そういう考え方もあると思います。
小栗委員	田中委員に少しお伝えしたいのですが、前回の審議会で、候補地Aと

	<p>B、どちらが大事なんだと言われた時に候補地Bの方が重要だという意見を出されて、それで今、2人の方が反対されるのなら、候補地Bを守るために（候補地Aを広げては）どうか、という意見が出たと思うのですが、候補地Aも候補地Bも重要なんですよ。</p>
田中委員	<p>それは分かっています。分かった前提で、あそこに道路ができたりとか、埋め立てたりとか、そういう面積がすごく増えると思うので、例えば候補地Bを無しにすれば、湿地の減る面積を減らせるのかなという。僕は別にこれがよいと言ってるわけじゃなくて、こういう案もあるということをはひくるめて、いろいろなことを議論、先ほど出た、どこかよそへ持っていくという意見もひくるめて、いろんな議論の中でそういう意見を出し合って解決策を導いたらどうかという意見です。だから、少しでも湿地を守りたいという意見があるので、であれば、少しでも多く面積を守る方に力を注いだ方がいいかなとか、全部ゼロにするというのは、僕の中でもどうかという思いもあるので、JR東海の土地とかそういうことがあるので。なので、少しでも守る、お互いが良いと思える協議をしたらいいかなと思います。</p>
三井会長	<p>その他はよろしいですか。 では、次にどこから審議していくかという点に入りたいと思いますが、順番として、次回、午前中に現地視察の準備をいただいていますので、重要湿地から入っていきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>私もはじめは重要湿地からやったほうがいいと思ったのですが、重要湿地をやると、さっきみたいに重要湿地を守るという意見が出てくる。全体の話になってきてしまうと思う。正直言いまして、要対策土については、かなりの部分でどうかと思ってる方が多いと思っってます。私だけじゃなくて。他の市町村もまさにそうですし。ですから、要対策土についての議論を一つ消していけば、少し議題も減っていくのかなという気がして、要対策土からやったらどうかとも思って、ちょっと迷いました。</p>
三井会長	<p>吉田委員どうぞ。</p>
吉田委員	<p>最初に環境、重要湿地保全をやるのではなくて、私も要対策土がいいと思っています。それは、審議会には環境に学のある方が多いのですが、盛土や要対策土については、どなたかを呼んでこないといけない可能性が出てくるので、先にやったほうがいいのかなというふうに思っています。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。その他はよろしいですか。 それでは、鈴木委員と吉田委員から要対策土を先に、というお話がございましたので、一旦、要対策土に関して、次回審議会の一つ目の議題とさせていただきます。皆様にお願いがしたいことは、大変、時間が短くて恐縮なのですが、要対策土に対する皆様の提案、ご意見を事務局に12月6日（水）までにご提出ください。たくさんのご意見を一つにさせていただくと、もしかすると今、吉田委員からお話があったように、間に合えばそこで専門家の方にご説明いただいたりとか、そういった情報や資料収集していただいたりする必要が出てくる可能性がありますので、12月6日（水）までに皆様のご提案、もしくはご意見等をお願いできればと思います。 もう一つ、先ほどのJR東海に関する質問のお話もございまして、そちらの方も合わせてご提出いただければと思います。それは、JR東海に要対策土を含めてですけれども、第3回までに確認していただきます。 議事につきましては以上になります。事務局にお返しさせていただこうと思います。よろしくお願いたします。</p>
澤田係長	<p>ありがとうございました。少し事務局から報告事項がございますので、お伝えさせていただきます。</p>

	<p>第1回、第2回審議会ともに体調不良で欠席の杉本委員ですが、しばらく出席が難しい状況とのことでございます。杉本委員の置き場計画へのご意見は、第1回で町の代読という形でお伝えさせていただきましたけれども、杉本委員から、よりよい内容をまとめるのに貢献したいという思いがあるというところで、この方なら代わりにやっていただける、この方にやってもらいたいということで、推薦をいただいた方がみえます。町としましては、その推薦のあった方を15人目の委員として追加で委員委嘱したいと考えておりますので、ご承知おきをいただければということでございます。</p>
三井会長	<p>よろしいでしょうか。額額委員お願いします。</p>
額額委員	<p>お1人追加ということですが、その方はどういう方なのか、例えばどういうところにすぐれているとか、その方に何を期待できるかなど、専門分野と期待する役割はいかがでしょうか。また、名前やどのような考えの方で、御嵩町との関わりがあった方なのでしょう。杉本委員から推薦があったから、それを受けますということではなく、町が精査をした中でどうなのか、ということをお示ししていただかないと。推薦があったからというだけでは、いかがなものかなと思います。</p>
澤田係長	<p>まず、どなたかというところなんですけれども、日本労働組合総連合会岐阜県連合会の顧問でいらっしゃいます武田康郎様でございます。出席が難しい杉本委員からのご推薦ということで、町でもいろいろ調べさせていただいた結果、武田様には数々の審議会委員を歴任されていらっしゃるということもありまして、その経験と見識、杉本委員の思いに十分こたえていただける方だというふうに考えております。</p>
額額委員	<p>町長との関係はどうか。</p>
田中参事	<p>町長との関係というよりは、本来であれば、杉本委員にご出席いただくということですが、そこが難しいという中で、この方なら代わりにやっていただけるということもありましたので、その方の経歴をお調べさせていただきました。なるほどという方でしたものですから、お願いさせていただいたというところでございます。</p>
額額委員	<p>見識があるという判断ということですね。おのずと、この後どういう方かということは分かってくるかとは思いますが、産廃の時、環境基本条例の時にも、賛成ばかりでなく、反対とか多様なご意見をいただいて進めてまいりました。そういうことは大事だと思いますが、特に聞いたかったのは、見識だけなのかということ。というのは、公募の委員なんかは非常に厳しいレポートを出した中で、皆さんで選考するという、そういう状況の中で、この方については町長の選任ということですので、異論はないのですが、その辺のことをしっかりされておるかなということをお伺いしたということです。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。実は私、本日の審議会の前に町からご相談を受けまして、武田さんのことに関しましては、町で略歴等も含めてよくお調べになられたという情報だけは私の方は得ております。よろしいでしょうか。鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員	<p>二つ確認です。一つ目、杉本委員は、いわゆるアセスメントに関する有識者という位置付けで、一番初めに町長推薦で選ばれたということです。そのところはどういう形になっていますか。それから2点目が、こういう委員会、審議会にはルールがありますよね。そういうところで、途中で委員を変えるということに関する規定は何かありましたか。</p>
田中参事	<p>まず、杉本委員ですが、第一回審議会でもお伝えしたとおり、体調不良ということですが、ただ、杉本委員もやめるということではなくて、ぜひ参加したいという強い意欲を伝えていただいております。従いまして、アセ</p>

	<p>スの点につきましては、杉本委員もご自身でお伝えしたいということ強くおっしゃられています。御嵩町としましては、杉本委員に代わって武田様に委員になっていただくということではなくて、現状 14 人の方に委員をお願いしているところ、条例上は 15 人以内ということで定めておまして、残り 1 人の枠がありますので、武田様については、15 人目ということで、町長の選任という形で委員としてお願いしたいというふうに考えております。</p> <p>規定上、追加というのはありませんが、委員は町長が委嘱するのというところがありますので、杉本委員の思いに答えるためにも、武田様に 15 人目として追加でお願いするというところでございます。</p>
佐賀委員	<p>武田康郎さんは、町長選にかなり深く関わった方だとお聞きしてるのですけど。町長選任だから大丈夫ということですか。町長の意向をかなり深く汲んだ方だということですよ。</p>
田中参事	<p>おっしゃられた選挙のことというのは一切関係ありません。あくまで杉本委員の話と、ご紹介いただいた方の経歴等を確認させていただいて、この審議会にとって必要な方だと判断しての話でございます。</p>
佐賀委員	<p>町長選挙には全く関係のなかった方ということですね。わかりました。</p>
田中参事	<p>関係なかったとか、そういうことではなくて、この審議会には、そういうことの要素は一切関係していないということです。</p>
佐賀委員	<p>先の町長選挙に深く関わった方だというふうにお聞きしてるんですけど。それを否定されたわけですよ。それで大丈夫です。</p>
田中参事	<p>町長選に深く関わったかどうかの事実のところではなくて、そこは私からは分かりません。今回の議論とは別物に切り分けていただいて、あくまで武田委員の 15 人目がどうかというところの話となったときに、町として、その経歴から、また、杉本さんの推薦をいただいて必要だという認識で決めたということですよ。ちょっとそこは整理をお願いしたいです。</p>
岡本委員	<p>14 人の委員で、この審議会はスタートするという話でしたよね。杉本委員が病欠で、今の話だと、杉本委員の話から武田さんの話が出てきたんですが、杉本委員（が病欠されるのか、出席されるのか）とも関係ないわけ（で、15 人目の委員ということ）ですよ。何か変な話じゃないですか。なんで、武田さんという方が必要なんですか。要するに審議の状況で・・・</p>
三井会長	<p>ちょっと待ってください。事務局からの説明を待ってから、ご発言を続けていただいてもいいですか。</p>
田中参事	<p>先ほど説明させていただきましたが、杉本委員と関係があるのかといえ、関係があります。杉本委員が病気で今来れないので、武田様に私の代わりにというお話があったので、杉本さんは武田様をよくご存知なのだと思えます。</p>
岡本委員	<p>だけど、杉本委員はやめられないでしょ。</p>
三井会長	<p>杉本委員のことは補足させていただきますと、かなり状況が悪いです。症状が悪い状態ですが、ご本人は、できればこの審議会に貢献したいという思いがあります。病床の中、資料等もご準備くださっています。ということもあるので、できましたら杉本委員は、叶うのであれば、そのままご出席いただきたいという思いは、私個人としてもございます。ただ、今、御嵩までいらっしゃるといことは、かなり難しい状況ですので、もしかすると 3 月までずっと欠席になってしまうかもしれないという状況を踏まえて、もう 1 人代わりに、というお話を事務局からしてくださったんだと思えます。補足説明させていただきました。</p>
岡本委員	<p>何か難しい話ですね。審議の状況で人を増やすとか、そういうことになるわけですか。</p>

田中参事	条例上 15 人以内というふうになっておりますので、15 人目として武田様に委員になっていただいて、それ以上増えるということはないです。
岡本委員	それは 1 回目できなかつたんですか。
三井会長	杉本委員が病気になられたのは、そのタイミングだったんです。ですから、1 回目の時点では、そこまで悪いということが把握できていなかったということです。
岡本委員	いずれにしても、この審議会の前提がいろんな意味で変わってきている、既成事実に対していろんなことが変わっていくのは大丈夫ですか。
三井会長	一旦お 1 人ずつに、賛成か反対かを伺い、全体として反対であれば、ということもあると思うんですが、いかがですか、皆さん。
鈴木委員	ルールに則ってやればいいと思うんです。この審議会は 15 人までの定員があり、15 人目としてこの人を推薦します、と町から言われれば、特に拒否する理由はないですよ。ただ、それを杉本委員が紹介したとか、杉本委員の代わりだとか、いろいろおっしゃるので複雑になるのであって、15 人目として 1 人増やす、町が作ってる諮問機関ですから、それで判断すればよろしいんじゃないですか。
三井会長	ありがとうございます。ルール上は問題ないということで、そのままということでご納得いただいてよろしいでしょうか。籠橋委員何かございますか。
籠橋委員	何を担当されるのですか。アセスですか。
田中参事	先ほど少し話がありましたが、武田様は各種いろんな審議会に出ておられます。審議会の中では、御嵩町のこの審議会もそうなんですけど、最後答申というような形で向かっていくことになると思うのですが、そういった審議会の中で、答申を作っていくという中でもいろんな役割をなされているというふうに聞いておりますので、そういったところのご助言もいただけるかなと考えております。
瀬瀬委員	御嵩町の中にそうした有識者はおみえになりませんでしたか。あえて、武田さんをお願いするというのではなく、御嵩町に愛情のあるそういう識者も何人かお見えになると思いますが、その中で、武田さんを選ばれた。そういう人は候補にあがらなかったんですか。
田中参事	今回、委員の皆様をお願いするにあたって、町民の皆様を中心ということで、本日お集まりの皆様に入っていただきました。その中で有識者、識見者の方につきましては、町内だけの意見だけじゃなくて、町外のいろんな経験をなされてる方をお願いしようということで、本日お越しの三井先生や富田先生、今日お見えにならない大畑委員もいらっしゃるんですけど、そういった形をお願いしてきましたので、その中のお 1 人という位置付けかなと考えております。
三井会長	以上でよろしいでしょうか。
籠橋委員	武田さんは、アセスも担当されるのでしょうか。
田中参事	アセスにつきましては、武田さんはその専門ではないので、アセスは先ほどお伝えしましたが、杉本委員がやりたいという意思を持ってみえます。それが今、どのように、いつできるのかというところは難しいと聞いているのですが、年明けになるのか、はたまた次の第 3 回で何とかなるのか、分からないため、答えがすぐには言えないんですけど、少なくともアセスについては、今は杉本委員をお願いしようと考えております。
籠橋委員	それで武田康郎さんはどういう立場で、どういう分野を担当されるのでしょうか。
田中参事	もともとは労働という専門の方ではいらっしゃいますけれども、今回の審議会ではそういう形ではないと思っていますので、先ほどお伝えさせていただきましたが、委員の皆様がいろんな選択肢を考える中で、答申とい

	<p>うところを探っていく上での助言を、というような役割かなと思ってます。分野として、例えば労働とかそうではないのですけれども、まず、この審議会の答申をお願いするところのご助言をいただけるかなと思っています。</p>
三井会長	<p>よろしいでしょうか。一旦。そろそろ時間にもなりましたので、以上をもちまして終わりたいと思いますが。</p>
小栗委員	<p>ごめんなさい。少しお話をさせてください。今お配りする資料は、南アルプス環境調査希少植物について、移植の難易度が非常に高いということで、静岡市長の難波さんが、代償措置に慎重にならざるをえない、という記事を見つけたので皆さんにお配りしています。この資料は何かというと、静岡市では、JR 東海がここでも希少種の播種や移植で対応したいということをおっしゃるんですが、静岡市は、2017年、2018年にJR 東海が工事実施前の環境保全措置として、改変想定地域から別の南アルプスユネスコパーク内に17年、18年、ここで移植や播種した時、希少種15種の生育状況を調べたと。移植したのはJR 東海のようなのですが、それを追跡していたということ。そうしたら、そこに書いてありますように、ホソバハナウドやタチキランソウなど5種は個体が確認できなかったということ、ここで絶滅してしまったということ。ミヤマスマレとトダイアカバナなど9種は、2019年から2021年の調査時と比較したら、生育が確認された個体数が減少していたと。いずれ消滅するかもしれないというそういう資料ですね。唯一残って良好な生育を続けてたのがヒトツバテンナンショウ、これ一種だけだったと。だから非常に難しいということを静岡市は調べてるんです。</p> <p>何が言いたいかというと、こういう実際に播種、移植、これが本当に保全措置になるかどうか。これを実験する必要があるんじゃないかなと思って皆さんに情報提供をさせていただきました。環境・重要湿地に議論も今後ありますので、その時の参考資料にさせていただければと思います。以上です。</p>
三井会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは以上をもちまして、第2回審議会の議事を終了させていただきます。皆様お疲れ様でございました。</p>
澤田係長	<p>少しだけ、事務局からよろしいですか。第3回審議会、12月17日（日）午後1時30分から、場所は御嵩町役場の大会議室でございます。また案内文を会長から出していただきます。</p> <p>また第1回審議会にてご要望がございました現地確認も同日の午前中に予定しております。参加される人数によって車の手配とか、どこまで車で行ってどんなコースなのかというのを検討しますので、本日、参加のご希望、今日現在で結構ですのでお聞きできればと思います。午前9時に御嵩町役場に来ていただきまして、候補地Aをメインに候補地Bも可能な限りのご案内というようなコースで想定しておりまして、所要時間3時間程度で考えております。</p> <p>なお、今回の現地確認ですけれども、委員の皆様限定したものとしておりますので、一部希少種のご案内も含まれることも想定されますので、報道機関の方は取材をご遠慮ください。</p> <p>最後に町の企画調整担当参事の田中よりご挨拶申し上げます。</p>
田中参事	<p>委員の皆様、本日は長い時間ありがとうございました。また第3回、現場視察と、よろしくお願ひします。意見のご提出ですが、本当に短い中で大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。</p>
澤田係長	<p>これで第2回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を閉会いたします。傍聴いただいた皆様もお帰りには十分お気をつけください。第3回以降の</p>

日程、本日の議事録等は準備が整い次第、町のホームページに掲載させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

16 : 50 終了